

○神戸女学院大学利益相反マネジメント規程

2024年12月20日

教授会制定

(目的)

第1条 この規程は、神戸女学院大学（以下「本学」という。）及び本学の教職員等が産学官連携活動を行うにあたり、本学や教職員等が企業等との関係で得る利益又は負うこととなる義務と本学の教育・研究上の責務が相反する状況（利益相反）とを適切にマネジメントすることにより社会的信頼を維持し、本学及び教職員等が当該産学官連携活動を円滑に遂行できる体制を整えることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本学における利益相反マネジメントの基本方針を次のとおり定める。

- (1) 本学は、社会貢献活動の一環として、産学官連携活動に取り組む。
- (2) 本学は、大学及び教職員等が、利益相反の懸念なく産学官連携活動を行うことができるよう本学内の体制を整える。
- (3) 本学は、産学官連携のパートナーである企業等に対しても、本学の利益相反マネジメント体制について理解と協力を求める。
- (4) 本学は、産学官連携活動に学生等を従事させる際に、学生等の教育の機会を保障するとともに、教育面で支障が生じないように、関係教職員等とともに尽力する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 常勤の教職員、産学官連携活動に関わる常勤以外の教職員及び利益相反管理委員会が対象とする者をいう。
- (2) 学生等 本学の学部生、大学院生、外国人留学生、科目等履修生、聴講生、高大連携聴講生特別聴講学生、研究生及び心理相談室研修生をいう。
- (3) 企業等 国や地方公共団体、企業・事業（協同組合等を含む）及びその他の団体（独立行政法人、公益法人、学校法人、医療法人、NPO法人等を含む）をいう。
- (4) 産学官連携活動 本学と企業等との間で行う共同研究、受託研究、知的所有権の実施許諾・権利譲渡、技術指導、研究助成金・寄付金の受入れ、施設・設備の利用の提供及び物品の購入、又は教職員等が行う兼業活動等をいう。
- (5) 利益相反 「利益相反（狭義）」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

- (6) 利益相反（狭義） 本学又は教職員等が産学官連携活動等に伴って得る利益と教育・研究という本学における責任が対立・相反している状態をいい、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反がある。
- (7) 個人としての利益相反 教職員等個人が得る利益と教職員等個人の本学における責任が対立・相反している状態をいう。
- (8) 大学（組織）としての利益相反 本学が組織として得る利益と大学としての社会的責任が対立・相反している状態をいう。
- (9) 責務相反 教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っているため、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

（対象者及び対象事象）

第4条 利益相反マネジメントの対象者は、第3条第1項第1号に定める教職員等とする。

2 利益相反マネジメントの対象となる事象は、企業等との産学官連携活動を行う教職員等が次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 当該企業等から委員会が定める一定額以上の金銭の供与を受ける場合
- (2) 当該企業等から委員会が定める一定額以上の物品を購入する、又は便宜供与を受ける場合
- (3) 当該企業等から委員会が定める一定比率以上の持分の株式の保有、出資金、新株予約権及び受益権等を取得する場合
- (4) 学生等を産学官連携活動に従事させる場合
- (5) その他、利益相反管理委員会が対象事象と認めた場合

（利益相反マネジメントにおける指針）

第5条 産学官連携活動等を推進する上で生じ得る利益相反の問題を解決する指針は次のとおりとする。

- (1) 教職員等が、本学における職務並びに責任よりも個人的な利益を優先していると第三者から誤解を受けない状態（個人としての利益相反）
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先していると第三者から判断されない状態（大学としての利益相反）
- (3) 個人的な利益の有無にかかわらず、教職員等が職務以外の活動を優先していると第三者から判断されない状態（責務相反）
- (4) 教職員等の本学以外の活動により、学生の教育の機会が狭められる又は学生の学問

の探求が阻害される等、教育面での支障が生じていると判断されない状態（責務相反）
（利益相反管理委員会）

第6条 本学における利益相反マネジメントに関する基本的な事項を審議するために、利益
相反管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成）

第7条 委員会の委員は次に掲げる者とする。

- （1） 副学長（副学長が複数の場合は、学長選任による。）
- （2） 研究所長
- （3） 議案に関連する学部長、研究科長
- （4） 大学事務局長
- （5） 研究所課長
- （6） その他委員長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の副学長が担う。

（任期）

第8条 前条第1項第6号委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（議事）

第9条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 議事は出席者の過半数の賛成によって議決する。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 利益相反審査の対象となる産学官連携活動に関わる委員は、その議事に加わるこ
とができない。

（委員会の審議事項）

第10条 委員会は次の事項を審議する。

- （1） この規程及び関連手続の整備に関する事項
- （2） 教職員等に対する啓発活動等に関する事項
- （3） 利益相反に係る調査及び相談に関する事項
- （4） 利益相反に係る審査、改善要請及び異議申立てに関する事項
- （5） 利益相反に係る情報公開に関する事項
- （6） その他、利益相反マネジメントに必要な事項

（報告）

第11条 教職員等は、産学官連携活動等を行う場合には、所定の様式にて委員会に報告しなければならない。

2 教職員等は、前項の報告をした後に新たな経済的な利益関係が生じた場合は、その都度、委員会に報告しなければならない。

3 前2項の場合の他、教職員等は必要に応じて、経済的な利益関係の状況を委員会に報告することができる。

(審査、調査及び改善要請)

第12条 委員会は、前条の報告及び第18条に定める相談窓口への相談に基づき、教職員等の利益相反を構成する事実関係を確認し、本学の利益相反マネジメントが必要であるか否かを審査する。

2 委員会は、必要に応じて、教職員等への事情聴取等を実施することができる。

3 委員会は、第1項の審査の結果は、書面により当該教職員へ通知する。

4 委員会は、第1項の審査の結果、利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると認めた場合には、当該教職員等に対し、改善に向けた助言及び改善要請を行う。

5 委員会は、前項の改善要請を行った場合は、当該活動を行う者から対応状況の報告を求めるものとする。

(意義申立)

第13条 前条第4項の規定により、改善要請を受けた教職員等は、当該要請に不服があるときは、要請を受けた日から起算して14日以内に委員長に対して書面により再審査を求めることができる。

2 委員長は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに委員会において再審査を行うものとする。

3 委員会は、再審査の請求に係る活動について、改善の必要の有無を審議し、結果を学長に報告する。

4 学長は、前項の報告を受けた場合において、当該活動について改善が必要であると認めるときは、当該活動を行う者に対して文書にて改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取消し、当該活動を行った者にその旨を文書にて通知する。

5 前項の審議結果に対して、当該教職員は、異議申立てをすることはできない。

(大学(組織)としての利益相反への対応)

第14条 教職員等は、大学(組織)としての利益相反があると思われる場合には、随時、委員長に対し問題提起することができる。

2 委員長は、問題提起の内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認のうえ、利益相反マネジメントが必要であるか審議する。

3 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、学長に報告する。

4 学長は、前項の報告を受け、必要と認める改善措置を実施する。

(申告書等の保存)

第15条 委員会は、教職員等から提出された書類等を機密文書として管理し、受付の日から5年間は保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 委員会委員及び事務担当者は、教職員等から提出された書類等の全ての個人情報について、「個人情報保護に関する規程」を遵守し、適正に管理しなければならない。

(情報公開)

第17条 本学は、社会に対する説明責任を果たすため、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公開する。ただし、情報公開に当たっては、第16条に定める個人情報の保護に留意する。

(事務及び相談窓口)

第18条 この規程に関する事務は、研究所事務室が行う。また、相談窓口は研究所事務室とする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、委員会及び学務委員会の議を経て教授会が行う。

附 則

この規程は、2024年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。(2026年2月20日改正)